

助成金の支給対象が有期雇用労働者の場合 雇用契約が「自動更新」であることが必要です

- ☑ 「特定求職者雇用開発助成金」の支給対象者が有期雇用契約の労働者の場合、**対象労働者が望む限り更新できる「自動更新」であることが必要です。**
- ☑ 自動更新の確認は、雇用契約書により行うため、**雇用契約書に「自動更新」である旨が記載されていることが必要です。**

助成対象の判断基準

① 雇用契約書による判断

雇用契約書に記載されている内容により判断します。

※審査にあたって、対象労働者本人に雇用契約の実態等について聞き取りを行う場合があります。

② 就業規則等による判断

雇用契約書に自動更新と記載されている場合であっても、本人の体調、勤務実績、業績等、**更新の有無を判断する更新条件が付されている場合は助成対象となりません。**

ただし、**当該更新条件が、就業規則等に定める解雇事由であれば助成対象となります。**

有期労働契約を更新する場合の基準

2024年4月1日～

- **2024年4月から改正職業安定法施行規則が施行され、求職者に対して明示しなければならない労働条件に「有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）」が追加されます。**
- 特定求職者雇用開発助成金における「有期労働契約を更新する場合の基準」の記載について
 - 「自動更新」とされている場合
→ **助成対象となります。**
 - 「勤務成績、態度により判断する」「会社の経営状況により判断する」等とされている場合
→ 本助成金の対象者として紹介を受けた場合であっても、**助成対象とならない場合があります。**

※助成対象となるか否かは、上記の基準により判断しますのでご注意ください。

労働条件通知書

「特定求職者雇用開発助成金」の支給対象者が有期雇用契約の労働者の場合、対象労働者が希望する限り年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ継続して2年以上(短時間労働者以外の重度障害等とは3年以上)契約更新ができる「自動更新」である旨、記載されていることが必要です。

年 月 日

契約期間	<p>期間の定めなし、期間の定めあり (年 月 日 ~ 年 月 日)</p> <p>※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入</p> <p>1 契約の更新の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他 ()</p> <p>2 契約の更新は次により判断する。</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他 () <p>3 更新上限の有無 (無・有 (更新 回まで/通算契約期間 年まで))</p> <p>【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約 (無期労働契約) の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日 (年 月 日) から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無 (無 ・ 有 (別紙のとおり))</p> <p>【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】</p> <p>※自動更新と記載されている場合であっても、本人の体調、勤務実績、業績等、更新の有無を判断する更新条件が付されている場合は助成対象となりません。</p>
就業の場所	
従事すべき業務の内容	<p>(雇入れ直後) (変更の範囲)</p> <p>【有期雇用特別措置法による特例の対象者 (高度専門) の場合】 ・特定有期業務 (開始日: 完了日:)</p>
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換(1)~(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。、所定時間外労働の有無に関する事項	<p>1 始業・終業の時刻等</p> <p>(1) 始業 (時 分) 終業 (時 分)</p> <p>【以下のような制度が労働者に適用される場合】</p> <p>(2) 変形労働時間制等； () 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。</p> <p>[始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)]</p> <p>[始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)]</p> <p>[始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)]</p> <p>(3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレックスタイム (始業) 時 分から 時 分、 (終業) 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分)</p> <p>(4) 事業場外みなし労働時間制；始業 (時 分) 終業 (時 分)</p> <p>(5) 裁量労働制；始業 (時 分) 終業 (時 分) を基本とし、労働者の決定に委ねる。</p> <p>○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条、第 条~第 条</p> <p>2 休憩時間 () 分</p> <p>3 所定時間外労働の有無 (有 , 無)</p>
休日	<p>・定休日；毎週 曜日、国民の祝日、その他 ()</p> <p>・非定休日；週・月当たり 日、その他 ()</p> <p>・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日</p> <p>○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条</p>
休暇	<p>1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無) → か月経過で 日 時間単位年休 (有・無)</p> <p>2 代替休暇 (有・無)</p> <p>3 その他の休暇 有給 () 無給 ()</p> <p>○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条</p>